

# 糸魚川市駅北大火被災者説明会

日時：平成28年12月28日

場所：ヒスイ王国館ホール

## 1 開会

## 2 市長あいさつ

## 3 市からの説明

(1) 火災対応状況について

(2) 仮設住宅について

(3) 家屋等のがれきの処理について

(4) 生活支援について

## 4 質疑、意見交換

## 5 閉会

**被災者説明会出席者カード 12/28(水)**

代表者氏名		
世帯人数・名前	人	(名前)
住所		
避難先住所		
避難先電話番号		
事業者については 事業所名		
該当項目に○	・持家 ・借家 ・その他 ( )	
お困りのことがあ りましたらご記入 ください。		

↓説明後にいずれかに○印をつけてください。

被災家屋等のがれき処理 の意向	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市による処理に同意します</li><li>・ 所有者自身で処理する</li><li>・ 検討中</li></ul>
--------------------	---

# 糸魚川市駅北大火対応状況

平成28年12月27日 8時現在

## 1 火災等状況

(1) 日 時

- ① 出 火 平成28年12月22日（木） 10時20分頃
- ② 覚 知 平成28年12月22日（木） 10時28分
- ③ 鎮 圧 平成28年12月22日（木） 20時50分
- ④ 鎮 火 平成28年12月23日（金） 16時30分

(2) 出火場所 糸魚川市大町1丁目2番7号 ラーメン店

(3) 焼損棟数 144棟（全焼 120棟 半焼 4棟 部分焼 20棟）

(4) 焼失面積 約40,000㎡（被災エリア）

(5) 負傷者 12人（一般2人 消防団員10人） ※ 中等症 1人 軽症 11人

## 2 被災者状況

120世帯 224人

## 3 気象状況

平成28年12月22日

気温 18.4℃ 湿度 54.7%（11時現在） 最大瞬間風速 27.2m/s 南南東（11:40）

時間ごと最大瞬間風速観測状況

時 間	最大瞬間風速 (m/s)	風 向
～10:00	23.1	南南東
～11:00	21.2	南南東
～12:00	27.2	南南東
～13:00	26.0	南
～14:00	22.2	南
～15:00	19.4	南
～16:00	24.2	南
～17:00	17.7	南
～18:00	19.3	南
～19:00	22.4	南
～20:00	21.9	南
～21:00	14.8	南

※ 観測場所：糸魚川市消防本部

#### 4 災害対策本部の設置状況

- (1) 設置日時 平成28年12月22日(木) 13時00分
- (2) 本部名 糸魚川市駅北大火対策本部(本部長:市長)
- (3) 会議開催状況
- |                |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|
| 平成28年12月22日(木) | 13時00分 | 15時30分 | 20時30分 |
| 12月23日(金)      | 8時00分  | 15時00分 |        |
| 12月24日(土)      | 8時00分  | 15時00分 |        |
| 12月25日(日)      | 8時00分  | 15時00分 |        |
| 12月26日(月)      | 8時00分  | 15時00分 |        |
| 12月27日(火)      | 8時00分  |        |        |

#### 5 災害救助法

平成28年12月22日(木) 適用

#### 6 避難状況

##### (1) 避難勧告発令

12月22日(木)	12時30分	本町、大町2丁目	273世帯	586人
	16時30分	大町1丁目	90世帯	158人
		合計	363世帯	744人

##### (2) 避難勧告解除

12月24日(土) 16時00分

※ 被災地区内への地区内関係者以外の通行立入り規制を継続

##### (3) 避難所

糸魚川地区公民館2階和室 → 市民会館 → 上刈会館、ホワイトクリフ

##### (4) 避難の状況

12月22日(木)	15時50分	65人	市民会館	
	20時30分	46人	市民会館	4人
			上刈会館	21人
			ホワイトクリフ	21人
12月23日(金)	14時30分	57人	市民会館	7人
			上刈会館	29人
			ホワイトクリフ	21人
12月27日(火)	7時30分	17人	上刈会館	9人
			ホワイトクリフ	8人

## 7 被害の状況

### (1) ガス保安閉栓

12月22日(木) 14時00分 約420件

※ 12月25日(日) 21時00分 供給再開完了

### (2) 停電

12月22日(木) 11時05分 駅前付近

12月23日(金) 6時00分現在 約500戸停電

(大町1丁目、2丁目、本町、新鉄1丁目、横町2丁目)

12月24日(土) 16時15分 全停電世帯の送電再開

(焼損又は不在の世帯を除く。)

### (3) 交通

#### ① 国道8号(火災により通行不可能のため)

12月22日(木) 13時10分 通行止め

12月23日(金) 9時00分 解除

#### ※ 迂回措置

北陸道 能生IC~親不知IC間
12月22日(木) 17時30分 無料
12月23日(金) 9時00分 国道通行止め解除に伴い終了

#### ② 市道の通行確保

12月25日(日) 16時00分 被災区域内の市道のがれき撤去完了

12月26日(月) 8時00分 市道横町大町線(本町通り)

通行止め解除

## 8 火災経過(全体)

### ○ 平成28年12月22日(木)

10時20分頃 出火

11時05分 駅前付近で停電(東北電力より)

11時35分 糸魚川地区公民館2階和室に避難所設置

12時20分 避難所を市民会館へ移動

12時30分 本町・大町2丁目に避難勧告

13時00分 糸魚川市駅北大火対策本部設置・会議

13時10分 国道8号寺町交差点から横町交差点で通行止め

13時46分 被害約50棟(消防本部より)

13時59分 県知事が自衛隊へ派遣要請

15時50分 避難者 65人(男19人・女46人) 43世帯

16時30分 大町1丁目に避難勧告

20時50分 鎮圧

- 平成 28 年 12 月 23 日 (金)
  - 9 時 30 分 相談窓口の開設 (ヒスイ王国館、上刈会館)
  - 13 時 00 分 米山新潟県知事現地視察
  - 13 時 30 分 自衛隊撤収
  - 16 時 30 分 鎮火
  
- 平成 28 年 12 月 24 日 (土)
  - 6 時 00 分 大町 1 丁目 2 番を除き、警察が立入り規制解除
  - 9 時 00 分 避難勧告区域内への関係者立入り (~12:00)
  - 12 時 00 分 警察の立入り規制区域 全面解除
  - 16 時 00 分 本町、大町 1 丁目、大町 2 丁目の避難勧告を解除  
(被災地区内の地区内関係者以外の通行及び立入り規制を継続)
  
- 平成 28 年 12 月 25 日 (日)
  - 9 時 30 分 被災証明書の発行開始・被災者相談窓口移設  
(ヒスイ王国館→市役所)
  
- 平成 28 年 12 月 27 日 (火)
  - 9 時 00 分 ボランティアセンターの開設 (市民会館) (予定)

## 9 消火等体制 (常備消防・消防団)

### (1) 経過

- 平成 28 年 12 月 22 日 (木)
  - 10 時 28 分 覚知・出動
  - 10 時 35 分 現場到着
  - 10 時 47 分 第 2 出動 (広報・メール)
  - 11 時 21 分 最初の飛び火による出火を確認
  - 11 時 35 分 第 3 出動 (広報・メール)
  - 12 時 08 分 上越消防へ応援要請  
新川消防へ応援要請
  - 12 時 26 分 第 4 出動 (広報・メール)
  - 13 時 10 分 新潟県広域消防応援要請
  - 15 時 45 分 北アルプス消防へ応援要請
  - 20 時 50 分 鎮圧
  
- 平成 28 年 12 月 23 日 (金)
  - 16 時 30 分 鎮火
  - 18 時 00 分 応援消防隊解散式

(2) 出動車両、人員

○ 平成 28 年 12 月 22 日 (木)

消防車等	126 台	活動人員	1,005 人		
【内訳】	糸魚川市消防本部	消防車等	16 台	活動人員	74 人
	糸魚川市消防団	消防車等	72 台	活動人員	756 人
	新潟県応援消防隊 (17 消防本部)	消防車等	34 台	活動人員	159 人
	北アルプス消防	消防車等	2 台	活動人員	8 人
	新 川 消 防	消防車等	2 台	活動人員	8 人

○ 平成 28 年 12 月 23 日 (金)

消防車等	105 台	活動人員	949 人		
【内訳】	糸魚川市消防本部	消防車等	16 台	活動人員	75 人
	糸魚川市消防団	消防車等	64 台	活動人員	720 人
	新潟県応援消防隊 (17 消防本部)	消防車等	25 台	活動人員	154 人

○ 合計 消防車等 231 台 活動人員 1,954 人

10 被災者対応

(1) 相談受付件数

12 月 23 日	72 件	
12 月 24 日	41 件	(25 日以降は被災証明書発行件数で換算)

(2) 被災証明書発行件数

12 月 25 日	96 件
12 月 26 日	26 件

(3) 住宅の状況

① 入居相談受付件数	12 月 24 日	63 件	} 実質 85 件
	12 月 25 日	46 件	
	12 月 26 日	16 件	
② 受入可能施設	235 戸 (公営住宅 49 戸・民間 186 戸)		





## 糸魚川市駅北大火で被災した家屋等のがれきの処理について

災害救助法が適用された大規模な火災により被災した家屋等のがれき処理を迅速に進めるため、次によりがれき処理を実施します。

### 1 市による処理

市が所有者の同意を得て、所有者に代わって、がれき処理を実施

#### (1) 対象家屋

今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する木造の家屋等  
(住宅・店舗・事務所など)

#### (2) 実施範囲

対象家屋の基礎部分を除くがれき

#### (3) 負担金

市による、がれき処理にかかる所有者の負担金の額は、処理に要する  
経費の 20%以内

$$\text{負担金額} = \text{延床面積 (m}^2\text{)} \times 1,200 \text{ 円/m}^2 \text{ 以内}$$

### 2 所有者による処理

所有者のがれき処理等にかかる経費を補助

#### (1) 対象家屋

今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する家屋等(住宅・  
店舗・事務所など)

#### (2) 対象経費

- ①非木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費
- ②木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費
- ③市による処理を実施した後の、基礎等の撤去等に伴う経費

#### (3) 補助額

がれき処理等に要した費用から、火災保険等で補填されるものを除いた  
合計金額の 80%を市が補助

## 糸魚川市駅北大火被災者支援事業について

平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火により、被災した世帯等に次の支援を行います。

### 1 見舞金の給付

区分	対象者	見舞金の額
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した家屋を所有し居住していた者(店舗併用住宅を含む)</li> <li>被災した家屋を借りて居住していた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯あたり10万円</li> <li>世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人につき5万円加算</li> </ul> <p>※ただし、2世帯住宅については、1世帯とみなす。</p>
②	①に該当しない者で、所有する家屋(店舗、貸家、空き家等)を被災した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者1人につき10万円</li> </ul> <p>※ただし、所有者が共有等の場合は、代表者1人のみとする。</p>
③	賃借していた家屋が被災した法人又は個人の事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業主につき10万円</li> </ul>

### 2 生活用品等支給(現金給付)

対象者	支給金の額
住居を焼失し、市内の住宅(仮設住宅を含む)に入居したもので、日常生活品調達のため支給を希望する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯あたり10万円</li> <li>世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人につき2万円加算</li> </ul>

### 3 子育て世帯への支援について

#### (1) 対象世帯

糸魚川市駅北大火により被災した世帯（見舞金給付対象世帯）

#### (2) 支援内容

区分	支援内容
保育園・幼稚園児	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育料の免除(保育園、幼稚園、病後児保育)</li><li>・焼失した保育用品の無償給付</li><li>・休日保育の保育料免除</li></ul>
未就園児	<ul style="list-style-type: none"><li>・一時保育の保育料免除</li><li>・休日保育の保育料免除</li></ul>
小学生	<ul style="list-style-type: none"><li>・焼失した教科書、教材、文房具等の無償給付</li><li>・就学援助制度(学校経費、修学旅行費等の援助)の適用</li></ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"><li>・焼失した教科書、教材、文房具等の無償給付</li><li>・就学援助制度(学校経費、修学旅行費等の援助)の適用</li></ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"><li>・焼失した教科書、教材、文房具等の無償給付</li></ul>

# こんなお困りごとは ありませんか？

無料

(お困りの方をご存じではないですか?)



糸魚川市地域たすけあいボランティアセンターでは、みなさんのそんな『お困りごと』のお手伝いができます！  
お電話でご連絡いただくか、区長さんにご相談ください。  
お話ししにくいことがあれば、お伺いすることもできますので、遠慮なくおっしゃって下さいね。

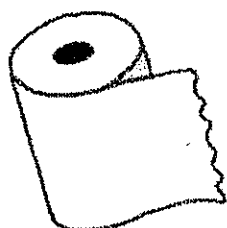
## お問い合わせ先

糸魚川市地域たすけあいボランティアセンター(市民会館1階)

【住所】糸魚川市一の宮1-2-1

【電話】080-5799-5981 (お困りごと相談専用 9:00~17:00)

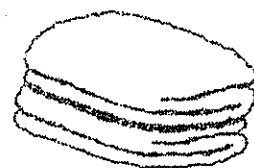
# 支援物資を 配布しています



配布しています

生活必需品を

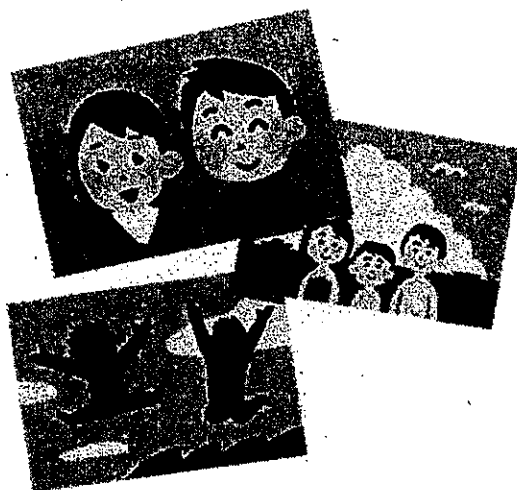
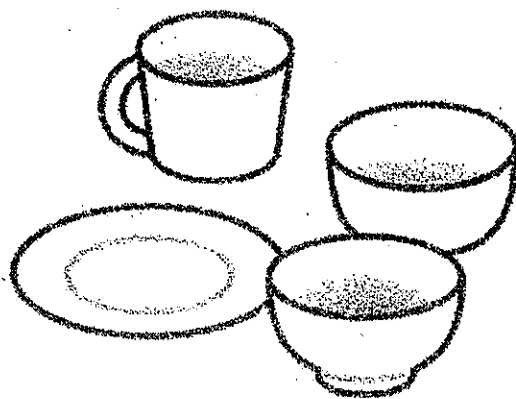
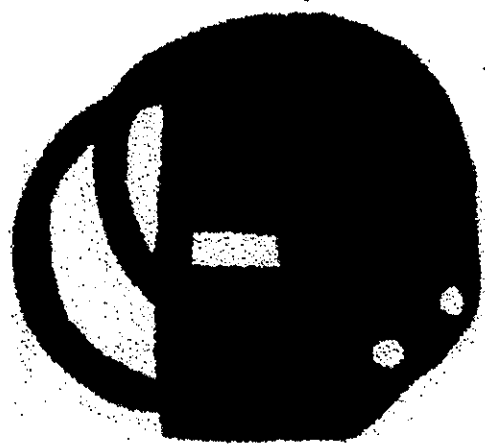
日用品や衣類などの



市民会館 1階ロビー

8:30 ~ 17:00

# 思い出の品を取り出す お手伝いをします



重機とボランティアによる思い出品探し

12月29日～30日 9:30～15:30

平成28年12月27日

## 法務局からのお知らせ

このたびの糸魚川大火の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

これから、徐々に個人の敷地内のがれきの撤去が行われるとのことですが、撤去に当たり次の事項に御留意願います。

法務局には、被災地域の筆界を示す資料として公図（地図に準ずる図面）のほか、土地によっては地積測量図が備付けられています。境界標識や塀・側溝等には、現地で境界を確認するために重要な役割を果たすものがあります。

今後、境界に関するトラブルを未然に防止するために、がれきを撤去する際は、可能な範囲で、隣地とのブロック塀や擁壁、境界標等の地物・構造物を残す、または、撤去前に立会いを行い、それに代わる措置を施すなどの御配慮をお願いします。

法務局では登記に関する事項について法務局糸魚川支局2階事務室で随時相談をお受けしています。

相談は平日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、12月29日から来年1月3日までを除く。）

糸魚川市寺町2丁目8番30号

新潟地方法務局糸魚川支局

電話 025-552-0356

# 法務局からのお知らせ

## 家屋の焼失により土地・建物の「権利証」をなくされた方へ

この度の被災により土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を焼失・紛失された方にはご心配のことと思いますが、この権利証を焼失・紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、不動産の売買等の所有権移転登記、融資のための抵当権設定登記等の登記を申請する際に、本人確認資料として法務局に提出していただくものですが、登記をするには、権利証のほか、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を焼失・紛失したことにより、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を焼失・紛失したからといって不動産の売買等の処分ができなくなるわけでもありません。

なお、焼失・紛失した権利証を再発行することはできません。詳しくは、県内最寄りの法務局にご相談ください。

## 所有する建物を焼失された方へ

建物が焼失により滅失したときは、建物の所有者が法務局に建物の滅失登記を申請するのが原則ですが、この度の被災により滅失した建物については、被害の甚大さに鑑み、被災者の皆さんの負担とならないような方策として、法務局が職権で滅失の登記をすることを検討しています。

なお、法務局が職権で滅失の登記を行うことになった場合においても、滅失した建物の数が多いことから、一定の期間を要するものと見込まれますので、お急ぎの方はご自身で申請をしていただくようお願いします。詳しくは、県内最寄りの法務局にご相談ください。

## 法務局に届けている会社・法人の代表者の印鑑や印鑑カードをなくされた場合の手続きは次のとおりです。

- ① 会社・法人の代表者の印鑑及び印鑑カードの両方を焼失・紛失した場合  
改印届とともに、焼失・紛失した印鑑カードの廃止届及び新たな印鑑カードの交付申請が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を県内最寄りの法務局に持参願います。
- ② 会社・法人の代表者の印鑑を焼失・紛失した場合  
改印届が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を県内最寄りの法務局に持参願います。お手持ちの印鑑カードは引き続き使用できます。
- ③ 印鑑カードのみを焼失・紛失した場合  
印鑑カードの廃止届及び印鑑カード交付申請が必要となります。この場合は、会社・法人の代表者の印鑑を県内最寄りの法務局に持参していただければ、印鑑カードの廃止及び再発行の手続きをすることができます。

なお、郵送によるお取り扱いもできますので、詳しくは県内最寄りの法務局にご相談ください。

お問い合わせ先（平日、ただし12/29～1/3を除く。）

- 025-552-0356（糸魚川支局）
- 025-525-4133（上越支局）
- 025-226-0951（不動産登記部門）
- 025-226-0955（法人登記部門）

新潟地方法務局



# 損害保険に関する相談窓口のお知らせ

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災により被害を受けられた皆様に  
心からお見舞い申し上げます。

損害保険各社では、損害保険をご契約されている建物または家財について、  
損害の程度に応じて保険金の迅速なお支払いに努めてまいります。  
詳しくは、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせ下さい。

会社名	相談窓口 (TEL)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	カスタマーセンター 0120-101-101
朝日火災海上保険株式会社	お客様相談センター 0120-115-603
共栄火災海上保険株式会社	カスタマーセンター 0120-719-112
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	お客様の声相談センター 0120-532-200
セコム損害保険株式会社	お客様相談室 0120-333-962
セゾン自動車火災保険株式会社	お客様相談窓口 0120-281-389 (IP電話等からは) 03-3980-3572
ソニー損害保険株式会社	お客様相談室 0120-101-656
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	お客さま総合窓口 0120-888-089
大同火災海上保険株式会社	保険金支払ご相談窓口 0120-668-292
	お客さま相談センター 0120-671-071

会社名

相談窓口 (TEL)

東京海上日動火災保険株式会社	お客様相談センター	0120-071-281
日新火災海上保険株式会社	お客さま相談室	0120-17-2424
日立キャピタル損害保険株式会社	お客様相談室	0120-777-970
富士火災海上保険株式会社	お客さまの声室	0120-246-145
三井住友海上火災保険株式会社	お客さまデスク	0120-632-277
明治安田損害保険株式会社	お客さま相談室	0120-255-400
A I U 損害保険株式会社	事故受付センター	0120-01-9016

◆一般社団法人日本損害保険協会の連絡先

損害保険に関するご相談は「そんぽADRセンター」まで。

※受付時間 9:15~17:00(土・日・祝日および12月30日~1月4日を除く)

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

(通話料金)・固定電話からは、全国一律1分10円(税別) ・携帯電話からは、全国一律20秒10円(税別)・公衆電話からは、距離別料金とな

災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方は、「自然災害損保契約照会センター」で照会を受け付けます。  
なお、原則として、被災された方(ご本人)、被災された方(ご本人)の親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)からのご照会に限ります。

日本損害保険協会 自然災害損保契約照会センター

フリーダイヤル 0120-501331

ナビダイヤル 0570-001830 (通話料有料)